

●香川県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成25年2月1日	医療法人社団池田外科医院 三豊市豊中町笠田笠岡2136番地	医療法人社団池田外科医院 三豊市豊中町笠田笠岡2136番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成25年3月31日	医療法人日昭会岡病院 さぬき市志度1562番地	医療法人日昭会 さぬき市志度1562番地	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成25年3月31日	岡病院居宅介護支援事業所 さぬき市志度1562番地	医療法人日昭会 さぬき市志度1562番地	居宅介護支援